第二条第十二号ホ及びヘ中「容器」の下に「及びオーバーパック」を加え、同号ト中「容器」の下に「及びオーバーパック（収納され、又は包装されている全ての容器の表示がオーバーパックの外から容易に確認できるものを除く。）」を「事項を」の下に「、耐久性のある方法で、」を加え、同号に次のように加える。

(3)　核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第九条第二項第一号に規定する国連番号（当該国連番号の前に「UN」の文字を付したもの。）及び同項第二号に規定する品名（本邦内の運搬のみの場合を除く。）

(4)　オーバーパックにあつては、「オーバーパック」（本邦内の運搬のみの場合に限る。）又は「OVERPACK」の文字

第二条第十二号に次のように加える。

チ　核原料物質を運搬する場合は、運搬する核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行し、荷受人に当該書面の写しを交付すること。

第三条第一項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 四　運搬した核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項 | 運搬のつど　一年間 |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この規則の施行の日前に改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第二十三条第二項の規定により行われた申請については、この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条**　この規則の施行の日前に改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の十九第二項の規定により行われた申請については、この規則による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十九第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第四条**　この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。